

中小企業再生支援協議会事業（産業復興相談センター事業）実施基本要領

本要領は、東日本大震災により被害を受けた地域において産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第41条の規定に基づき中小企業再生支援業務を行う者として認定を受けた者が、国との委託契約により実施する産業復興相談センター事業（国との委託契約により受託法人が行う再生計画策定支援等の再生支援業務を実施する事業。（以下、「相談センター事業」といい、相談センター事業を実施する者を「受託法人」という。））について、その内容、手続、基準等を定めるものである。

1. 事業の目的

東日本大震災により被害を受けた事業者の迅速な事業再開を通じて被災地域の復興を図るため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、東日本大震災の影響を受けたことにより再生可能性があるものの過大な債務を負っている事業者であって、被災地域においてその事業の再生を図ろうとするものに対し、当該事業者に対して再生計画策定支援のほか、金融機関等が有する債権の買取りを行う産業復興機構への債権買取要請その他の業務を通じてその事業の再生を支援することを目的とする。

2. 産業復興相談センターの事業等

- (1) 受託法人は、相談センター事業を実施するため、産業復興相談センター（以下「相談センター」という。）の名称を使用し、中小企業再生支援協議会、窓口相談業務部門、再生計画策定支援業務部門、債権買取支援業務部門、事業引継ぎ支援センター（「中小企業再生支援協議会（事業引継ぎ支援センター）事業実施基本要領2.」に基づく支援業務部門）および相談センター事務局を置く。

また、相談センターは、必要に応じて設置される相談センター事務所（被災沿岸地域等における一次的相談窓口）、被災地商工会議所・商工会等と十分な連携を図ることとする。

- (2) 相談センターが業務を行う地域は、原則として、当該相談センターが置かれた都道府県内とする。ただし、必要に応じ他の相談センター又は認定支援機関との連携による県域を越えた支援を実施することを妨げるものではない。

- (3) 受託法人の長は、受託法人の長が指名した者に相談センター事業における職務を代

行させることができる。

- (4) 受託法人の長は、相談センター事業における職務を執行するに当たり、相談企業又は関係金融機関等との間に利害関係を有する場合等特別な関わりがある場合は、適切な者にその職務を代行させることとする。
- (5) 受託法人は、受託法人の長の相談センター事業における職務代行に関する規程を定めることとする。規程には、代行する者及び手続等を定めるものとする。
- (6) 相談センターにおいては、個人事業者、小規模事業者、農業協同組合法に規定する農事組合法人、医療法に規定する医療法人及び社会福祉法に規定する社会福祉法人等を含む全ての事業者（ただし、大企業は除く。以下「中小企業者その他の事業者」という。）を対象とする。

3. 産業復興相談センター

(1) 中小企業再生支援協議会

「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 3. 中小企業再生支援協議会」の規定を準用する。ただし、以下のとおり取り扱う。

- ① 「認定支援機関」を「受託法人」と読み替える。
- ② 「協議会事業」を「相談センター事業」と読み替える。
- ③ 「中小企業」を「中小企業者その他の事業者」と読み替える。

(2) 窓口相談業務部門及び債権買取支援業務部門

- ① 窓口相談業務部門及び債権買取支援業務部門には、両部門を統括する窓口相談・債権買取業務統括責任者（以下「窓口相談等責任者」という。）を配置する。また、窓口相談業務部門に窓口相談業務統括責任者補佐、債権買取支援業務部門に買取業務統括責任者補佐を配置し、窓口相談等責任者を補佐するものとする。
- ② 受託法人の長は、事業の再生等に相当の知見と経験を有する者の中から、地域の実情を考慮し、中小企業庁及び各経済産業局の了承を得た上で、窓口相談等責任者を選任する。また、受託法人の長は、経営改善・事業の再生・事業計画の立案等に知見を有する者の中から、地域の実情を考慮し、中小企業庁及び各経済産業局の了承を得た上で、窓口相談業務統括責任者補佐、買取業務統括責任者補佐を選任する。

- ③ 受託法人の長は、対象債権者（相談企業の取引金融機関等の債権者であって、再生

計画が成立した場合に金融支援の要請を受けることが予定される債権者、又は債権買取が成立した場合に債権売却の要請を受けることが予定される債権者。)となる可能性のある金融機関等(銀行、信用金庫、信用組合、政府系金融機関、信用保証協会、リース会社等)及びその子会社からの出向者を窓口相談等責任者として選任してはならない。

なお、窓口相談等責任者補佐及び買取業務統括責任者補佐が当該金融機関から出向している場合に、窓口等責任者は、原則として、当該窓口相談等責任者補佐及び買取業務統括責任者補佐が、相談企業又は対象債権者等との間に利害関係を有する場合その他必要と認める場合は、当該窓口相談等責任者補佐及び買取業務統括責任者補佐に窓口相談及び債権買取支援を担当させてはならない。ただし、当該窓口相談等責任者補佐及び買取業務統括責任者補佐を担当させないことにより当該支援業務の円滑な運営に支障を来すおそれがある場合に限り、窓口相談等責任者は、相談企業及び対象債権者等の承諾を得て、当該窓口相談等責任者補佐及び買取業務統括責任者補佐を窓口相談及び債権買取支援を担当させることができる。

- ④ 受託法人の長は、窓口相談等責任者がその職務を執行するに当たり、相談企業又は対象債権者等との間に利害関係を有する場合、窓口相談等責任者に事故がある場合その他必要と認める場合は、窓口相談業務統括責任者補佐および買取業務統括責任者補佐のうちから、窓口相談等責任者の職務を代理する者を定めることとする。

(3) 再生計画策定支援業務部門

「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 4. 支援業務部門(1)(2)」の規定を準用する。ただし、以下のとおり取り扱う。

- ① 「支援業務部門」を「再生計画策定支援業務部門」と読み替える。
- ② 「統括責任者」を「再生計画策定統括責任者」と読み替える。
- ③ 「統括責任者補佐」を「再生計画策定統括責任者補佐」と読み替える。
- ④ 「認定支援機関」を「受託法人」と読み替える。
- ⑤ 「中小企業」を「中小企業者その他の事業者」と読み替える。

(4) 産業復興相談センターの業務内容

相談センターは、以下のとおり対応する。

① 窓口相談業務部門

(i) 東日本大震災により被害を受けた地域における事業者の再生に係る相談(総合窓口相談)に応じる。総合窓口相談の業務手順は「4. 総合窓口相談」のとおりとする。

(ii) 総合窓口相談で把握した相談企業の状況に基づき、助言等を行うとともに、再生計

画策定支援業務部門、または債権買取支援業務部門において対応することが適当と判断した場合には、各々の部門に案件送付を行う。

(iii) 窓口相談等責任者は、協議会の会長に対し、適宜、業務の遂行状況の報告を行うとともに、全体会議において窓口相談での対応状況、産業復興機構への債権買取要請の実績等について報告を行う。

② 再生計画策定支援業務部門

(i) 再生計画策定支援業務部門は、業務実施方針・方法に基づき、中小企業者その他の事業者の再生に係る相談（窓口相談：第一次対応）に応じる。窓口相談の業務手順は「5.（1）窓口相談（第一次対応）」のとおりとする。

(ii) 再生計画策定支援業務部門は、総合窓口相談及び窓口相談（第一次対応）で把握した相談企業の状況に基づき、再生計画策定支援を行うことが適当であると判断した場合には、必要に応じて、外部専門家（企業や事業の再生に関する高度の専門的な知識と経験を有する弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融関係者等）を活用しつつ、主要債権者（対象債権者のうち、相談企業に対する債権額が上位のシェアを占める債権者。）等との連携を図りながら具体的で実現可能な再生計画の策定支援（再生計画策定支援：第二次対応）を行う。再生計画策定支援の業務手順は「5.（2）再生計画策定支援（第二次対応）」のとおりとする。

(iii) 再生計画策定支援業務部門は、中小企業者その他の事業者に対し、経営悪化時の早期対応の必要性等に関する広報活動に努めるほか、中小企業支援機関の職員等に対し、中小企業の再生を支援するための手法や考慮事項等に関する広報等に努める。

(iv) 再生計画策定支援業務部門は、中小企業者その他の事業者の再生支援に係る成功事例、専門家情報、各種施策情報等、必要な情報の収集に努めるとともに、中小企業者その他の事業者の再生支援にあたって有効な手法等について調査研究を行い、その成果の普及に努める。

(v) 再生計画策定統括責任者は、協議会の会長に対し、適宜、業務の遂行状況の報告を行うとともに、全体会議において窓口相談での対応状況、再生計画策定支援の実績等について報告を行う。

③ 債権買取支援業務部門

(i) 債権買取支援を行うことが適当と判断した場合には、債権買取支援業務部門は、主

要債権者等（対象債権者以外の金融機関が新規融資を実行する場合は、当該金融機関を含む。）との連携を図りながら債権買取支援を行う。債権買取支援の業務手順は「6. 債権買取支援」のとおりとする。

(ii) 債権買取支援業務部門は、事業者に対し、経営悪化時の早期対応の必要性等に関する広報活動に努めるほか、企業支援機関の職員等に対し、中小企業者その他の事業者の再生を支援するための手法や考慮事項等に関する広報等に努める。

(iii) 債権買取支援業務部門は、中小企業者その他の事業者の再生支援に係る成功事例、専門家情報、各種施策情報等、必要な情報の収集に努めるとともに、中小企業者その他の事業者の再生支援にあたって有効な手法等について調査研究を行い、その成果の普及に努める。

4. 総合窓口相談

総合窓口相談の業務手順は、以下のとおりとし、迅速な対応を図ることとする。

(1) 相談受付

東日本大震災による被害の有無を確認のうえ、相談に応じる時間を定め、中小企業者その他の事業者からの申し出により、窓口相談業務統括責任者補佐（場合によっては窓口相談等責任者）が対応する。窓口相談等責任者および窓口相談業務統括責任者補佐は、中小企業者その他の事業者からの申し出に対して、相談を拒むことなく、幅広く誠実に対応することとする。

(2) 相談対応

① 窓口相談等責任者および窓口相談業務統括責任者補佐は、中小企業者その他の事業者から事業の再生に向けた取り組みの相談を受け、以下に掲げる事項について、被災状況を踏まえ出来得る限り把握し、必要に応じて助言等を行う。

- ・ 企業の概要
- ・ 直近3年間の財務状況（財務諸表、資金繰り表、税務申告書等）
- ・ 株主、債権債務関係の状況（取引金融機関等）
- ・ 事業形態、構造（主要取引先等）
- ・ 会社の体制、人材等の経営資源
- ・ 現状に至った経緯および被災の状況
- ・ 今後の見通し、改善に向けたこれまでの努力及びその結果

- ・取引金融機関との関係
- ・再生に向けて活用できる会社の資源
- ・再生に向けた要望、社内体制の準備の可能性

② 窓口相談等責任者は、必要に応じて簡易な財務面の調査分析等を実施し、相談企業の再生可能性（事業性の見込み、再生計画の策定支援の可否等）を確認し、課題の解決に向けた適切な助言等を行ったうえで、原則として、以下のとおり取り扱う。

(i) 再生可能性の見込みがあり、再生計画の策定支援ができる可能性のある企業

窓口相談等責任者は、再生計画策定統括責任者と相談のうえ、再生計画策定支援ができる可能性があると判断した場合には、相談企業にその旨を伝え、再生計画策定支援業務部門に案件送付を行う。

(ii) 再生可能性の見込みがあり、再生計画の策定支援ができない企業

窓口相談等責任者は、相談時点では詳細な再生計画の策定支援が難しく、債権買取支援を行うことが適切と判断した場合には、相談企業にその旨を伝え、債権買取支援業務部門に案件送付を行う。

(iii) それ以外の企業

窓口相談等責任者は、再生計画策定統括責任者と相談のうえ、下記4.(3)(4)の対応を検討する。なお、相談企業について下記5.(2)(vii)又は下記6.(1)の要件を満たさない等の理由により再生可能性の見込みがあるものの上記(i)(ii)の対応ができない場合には、中小企業再生支援協議会事業実施基本要領に基づいて認定支援機関に設置された支援業務部門に案件送付を行うことができる。

(3) 窓口相談等責任者は、ヒアリングのうえ、都道府県中小企業支援センター・商工会議所・商工会の個別相談・専門家派遣等の支援及び政府系金融機関の公的金融支援等で対応することが適切と判断した場合には、相談企業にその旨を伝え、各関係支援機関に申し送りを行う。

(4) 窓口相談等責任者は、ヒアリングのうえ、事業の再生が極めて困難であると判断した場合には、相談企業にその旨を伝え、必要に応じて、弁護士会などを通じて弁護士を紹介する等、可能な対応を行う。

(5) 窓口相談等責任者は、総合窓口相談の結果について、中小企業庁が別途定める様式に従って窓口相談対応報告書を作成し、各経済産業局等に提出する。

5. 再生計画策定支援業務部門の業務手順

(1) 窓口相談（第一次対応）

「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 5. 窓口相談（第一次対応）」を準用する。ただし、以下のとおり取り扱う。

- (i) 「統括責任者」を「再生計画策定統括責任者」と読み替える。
- (ii) 「統括責任者補佐」を「再生計画策定統括責任者補佐」と読み替える。
- (iii) 「中小企業者」を「中小企業者その他の事業者」と読み替える。

(2) 再生計画策定支援（第二次対応）

「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 6. 再生計画策定支援（第二次対応）」を準用する。ただし、以下のとおり取り扱う。

- (i) 「中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順（再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合）」は別途定める策定手順と読み替える。
- (ii) 「支援業務部門」を「再生計画策定支援業務部門」と読み替える。
- (iii) 「統括責任者」を「再生計画策定統括責任者」と読み替える。
- (iv) 「統括責任者補佐」を「再生計画策定統括責任者補佐」と読み替える。
- (v) 「認定支援機関」を「受託法人」と読み替える。
- (vi) 「中小企業者」を「中小企業者その他の事業者」と読み替える。
- (vii) 「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 6. (1) 対象企業」については、次の要件を加える。
 - (ア) 県内に事業所を有し、事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが東日本大震災の影響を受けたことによって、経営に支障が生じている、もしくは生じる懸念のあるもの。
 - (イ) 東日本大震災により収益力に比して過大な債務を背負うこととなり、金融支援による事業再生が求められているもの。
 - (ウ) 東日本大震災が発生する以前において、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったもの。
 - (エ) 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないもの。
- (viii) 「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 6. (5) 再生計画案の内容」については、債務超過解消年数、黒字転換年数、有利子負債の対キャッシュフロー比率、経営者責任及び株主責任について、東日本大震災により被害を受けた実情に即したものとすよう十分に配慮する。

(3) 事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった中小企業者である個人の債務者について再生計画策定支援を行う場合であって、再生計画成立のために必要な場合は、再生計画策定支援業務部門は、一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会が運営する「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」と連携することができる。

(4) 再生計画策定支援が完了した案件のフォローアップ

「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 8. 再生計画策定支援が完了した案件のフォローアップ」を準用する。ただし、「支援業務部門」を「再生計画策定支援業務部門」と読み替える。

(5) 事業計画

「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 10. 事業計画」を準用する。ただし、以下のとおり取り扱う。

① 「統括責任者」を「再生計画策定統括責任者」と読み替える。

② 「支援業務部門」を「再生計画策定支援業務部門」と読み替える。

6. 債権買取支援業務部門の業務手順

債権買取支援の業務手順は以下のとおりとする。

(1) 産業復興機構の買取対象企業

債権買取支援は、以下の要件を全て満たし、債権買取支援業務部門において、再生可能性があると判断された事業者を支援対象とする。

① 県内に事業所を有し、事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが東日本大震災の影響を受けたことによって、経営に支障が生じている、もしくは生じる懸念のあるもの。

② 東日本大震災により収益力に比して過大な債務を背負うこととなり、金融支援による事業再生が求められているもの。

③ 新規融資を行うにあたっての将来見通しをもとに行われる産業復興機構の債権買取が、清算を前提とした手続きに比べ、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できるもの。

④ 関係金融機関（特に主たる取引金融機関）等から、事業の復旧に必要な新規融資が実行済、もしくは実行される予定のあるもの。

⑤ 東日本大震災が発生する以前において、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったもの。

⑥ 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないもの。

(2) 債権買取支援の開始

- ① 窓口相談等責任者又は買取業務統括責任者補佐は、総合窓口相談段階で把握した相談企業の状況を基に、債権買取を支援することが適当であると判断した場合には、相談企業の承諾を得て、主要債権者等の意向を確認する。
- ② 窓口相談等責任者は、主要債権者等の意向を踏まえ、受託法人の長と協議の上、債権買取を支援することを決定する。なお、債権買取支援業務の開始後、再生計画策定支援が可能と判断された場合には、相談者と協議の上、再生計画策定支援部門に案件を送付することを妨げるものではない。
- ③ 窓口相談等責任者は、債権買取支援を行うことを決定した場合には、その旨を相談企業に通知する。また、相談企業の状況に応じて、主要債権者等及び必要な対象債権者に対し、債権買取支援を行うことを伝え、協力を要請する。
- ④ 窓口相談等責任者は、相談企業の資金繰り等の事情などを勘案し必要に応じて、相談企業との連名で書面等により、対象債権者の全部又は一部に対して、元本又は元利金の返済の猶予の要請や、対象債権者の個別的権利行使や債権保全措置等の差し控への要請を行うものとする。
- ⑤ 窓口相談等責任者は、債権買取支援を行うことを決定した場合には、受託法人の長に報告するとともに、中小企業庁が別途定める様式に従って報告書を作成し、各経済産業局等に提出する。

(3) 事業計画策定支援等

- ① 買取業務責任者補佐は、財務面（資産負債及び損益の状況）の調査分析等を行い、相談企業に関する事業計画の妥当性について確認する。また、被災状況等により相談企業等が事業計画を作成することが困難と見受けられる場合については、事業計画作成を支援するものとする。

妥当性の確認については、新規融資を実行する金融機関の支援スタンスの確認、事業性の確認、被災前の財務分析、実態バランスシートの作成、不動産評価等必要な対応を行い確認するものとする。
- ② 窓口相談等責任者は、相談企業、主要債権者及び窓口相談等責任者（または買取業務統括責任者補佐）による、買取価格や事業計画の内容等について協議・検討を行い、相談企業と主要債権者等との合意形成を図る。なお、検討においては、必要に応じて

外部の公認会計士又は税理士等を活用することができる。また、この協議・検討には、必要に応じて、主要債権者等以外の対象債権者、産業復興機構等も参加することができる。

- ③ 既往債権の買取価格は、産業復興機構の考え方を踏まえ、金融機関が新規融資を行うにあたっての将来見通しや被災前の事業者の業績をもとに試算する。例えば、一般に時価を算出する際に行われている手法と同様に、将来期待されるキャッシュフローを予測し、その総額を一定の割引率を用いて現在価値に割り戻す手法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）に基づいた価格算定を行うものとする。
- ④ 窓口相談等責任者は、報告書を作成の上、対象債権者に提出する。報告書には次に掲げる事項を含めることとする。
 - (i) 事業計画の内容
 - (ii) 法的手続きと比較した経済合理性
 - (iii) 新規融資の内容
 - (iv) 買取価格の試算
- (4) 債権買取支援の完了
 - ① 上記(3)の買取価格・事業計画の合意形成がなされた後、相談企業、主要債権者、対象債権者が、事業計画および債権の売却について同意し、その旨を文書等により確認した時点で、窓口相談等責任者は産業復興機構に対して速やかに債権買取の要請を行う。
 - ② 債権買取支援の完了時点は、債権買取を要請した時点とする。
 - ③ 窓口相談等責任者は、債権買取支援が完了した場合、支援内容を受託法人の長に報告するとともに、中小企業庁が別途定める様式に従って作成し、各経済産業局等に提出する。
- (5) 債権買取支援の終了
 - ① 債権買取支援を開始した後、債権買取支援が完了しないことが明らかとなったとき、窓口相談等責任者は、相談企業に対して債権買取支援の終了を通知し、受託法人の長に報告するとともに、中小企業庁が別途定める様式に従って報告書を作成し、各経済産業局等に提出する。
 - ② 前項の場合であっても、相談センターは、相談企業の要請に基づき、支援機関や専門家の紹介などの支援を行うことができる。

(6) 6.(3)の事業計画策定支援等を行った案件のフォローアップ

- ① 債権買取支援業務部門は、必要に応じて、外部専門家の協力を得て、債権買取支援が完了した後の相談企業の事業計画の進捗状況等についての確認並びに取引金融機関によるモニタリング及び経営支援内容について確認を行うことができる。
- ② 債権買取支援業務部門は、上記①の実施に際し、適時・適切な期間を定めるものとする。
- ③ 債権買取支援業務部門は、事業計画の進捗状況等についての確認結果を踏まえ、相談企業に対し、必要に応じ外部専門家の協力を得て、事業計画の達成に向けた支援を行うとともに、取引金融機関によるモニタリング及び経営支援内容の確認結果を踏まえ、当該取引金融機関に対し、当該モニタリング及び経営支援内容が適切なものとなるよう働きかけを行うことができる。
- ④ 債権買取支援業務部門は、上記②の期間が終了した時には、相談企業の事業計画達成状況等を踏まえ、その後の債権買取支援業務部門による事業計画の進捗状況等についての確認の可否を判断する。
- ⑤ 債権買取支援業務部門は、事業計画の進捗状況等についての確認の結果、事業計画を変更する必要があると認める場合には、必要な支援を行うことができる。

7. 公表

再生計画策定支援及び債権買取支援が完了した案件の公表手順は、中小企業再生支援協議会事業実施基本要領7.のとおりとし、「認定支援機関」を「受託法人」と読み替える。

8. 守秘義務

- (1) 受託法人の役職員（窓口相談等責任者、窓口相談統括責任者補佐、再生計画策定支援統括責任者、再生計画策定支援統括責任者補佐、買取業務統括責任者補佐、外部専門家等を含む）、中小企業再生支援協議会の委員またはこれらの職にあった者は、本業務においてその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 受託法人は、①窓口相談等責任者、窓口相談統括責任者補佐、再生計画策定支援統括責任者、再生計画策定支援統括責任者補佐、買取業務統括責任者補佐の委嘱、②外部専門家の委嘱、③再生計画検討委員会委員の委嘱等において、在職中、退任後を問わず相談企業の下承を得た場合を除いていかなる情報も第三者に開示しない旨を明

記した文書を徴求する。

- (3) 相談申込に係る申込書を相談企業から徴することとし、当該申込書において、本事業の遂行のために中小企業庁、経済産業局及び中小企業再生支援全国本部（各認定支援機関における中小企業再生支援協議会事業を側面的に支援する全国的な組織。以下、「全国本部」という。）に対しては相談内容及び支援内容を開示することの承諾を得ておくものとする。
- (4) 万が一、守秘について、相談企業が疑義を持つような状況が生じた場合には、相談企業の申し出に基づいて、各経済産業局等が事実関係を調査し、その調査結果を相談企業に報告する。
- (5) 相談センターが総合窓口相談及び再生計画策定支援及び債権買取支援の過程で作成する報告書等相談企業に係る書類一切は、相談企業の文書による事前了承を得た先に対してその写し（電子ファイルを含む。）を交付する以外は、当該相談センターにおいて厳重に管理する。

附 則（平成24年10月10日）

（施行期日）

本要領は、公表の日から施行し、改正後の6.（6）の規定は、平成23年10月7日から適用する。